



最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明

1 静岡地方最低賃金審議会の静岡県最低賃金改正の答申

静岡地方最低賃金審議会は、本年8月頃、静岡労働局長に対し、本年度静岡県最低賃金改正の答申を行う予定である。

昨年、同審議会は、静岡県の最低賃金を時間額1,034円から63円引上げ、時間額1,097円とする答申を行い、静岡労働局長は、昨年11月1日から、静岡県の最低賃金を同審議会の答申どおり時間額1,097円に改正した。

2 昨年の静岡県最低賃金である時間額1,097円の評価

(1) 静岡県の時間額1,097円という水準は、正社員を含むフルタイムの労働者（一般労働者）の所定内労働時間である152.5時間で換算すれば、月収約16万7,293円（1,097円×152.5）、年収約200万7,516円にしかならず、一般的にワーキングプアと呼ばれる水準である200万円以下とほぼ同額である。

(2) また、労働組合の全国組織が学者と協力して実施した調査の結果においては、若者が自立し人間らしく生活するために最低必要な生計費は、時給で1,700円～1,900円であると主張されている。

つまり、現在の水準では、労働者が賃金だけで自らの生活を維持していくことは到底困難であるといえる。

(3) 2025年の消費者物価平均総合指数は、2020年を100として111.9であり、前年比3.2%で上昇し、4年連続の上昇となっている。

このように昨今の消費者物価の大幅な上昇が続いている状況下においては、労働者が現在の最低賃金では自らの生活を維持していくことはなおさら困難といえる。

(4) したがって、最低賃金を大幅に引き上げることが求められている。

3 各国の最低賃金額との比較

2026年の各国の最低賃金額をみると、イギリスでは、4月に21歳以上の者の最低賃金が12.21ポンドから12.71ポンド（12.71×211.96円＝約2,694円）に引き上げられた。ドイツでは1月に12.82ユーロから13.90ユーロ（13.90×184.16円＝約2,560円）に引き上げられた。アメリカは、地域によって開きがあるものの、1月にワシントンDCでは17.50ドルから17.95ドル（17.95×159.42円＝約2,862円）、ニューヨーク市では16.50ドルから17.0

0ドル(17.00×159.42円=約2,710円)へ引き上げられた。

このように各国で最低賃金の引上げが実現していることに加え、我が国の最低賃金の水準が依然として低いことから、2026年度の大幅な引上げが必要である。

4 最低賃金の地域間格差

最低賃金の地域間格差が依然として大きく、格差是正が不十分であることも見過ごせない。

令和7年度の最低賃金は、最も高い東京都で時間額1,226円であるところ、静岡県は時間額1,097円との差は129円である。一方、最も低い高知県、宮崎県、沖縄県は時間額1,023円であり、東京都と203円もの開きがあった。最高額と最低額との格差は、昨年の212円から9円縮小しているものの、地域間格差は依然として大きい。

最低生計費調査からは、都市部では家賃が高い一方、地方では自動車が必要であれば生活できないことから、住居費や交通費など支出を積み上げていくとほぼ同じ生計費が必要であることが明らかになっている。

したがって、当会は最低賃金の地域間格差がもたらす不平等を解消するため、全国一律制度の実現を強く求める。

5 中小企業に対する支援

他方、最低賃金の大幅な引上げは、我が国の経済を支えている中小企業の経営に影響を与えることが予想される。最低賃金引上げに伴う中小企業への支援策について、現在、国は業務改善助成金制度等により中小企業に対する支援を実施している。

しかしながら、中小企業は労働分配率が高く賃上げ余力が乏しいことなどから、現行の支援のみでは十分でないとの指摘もある。したがって、最低賃金の引上げと中小企業の持続的な経営との両立を図るためには、さらなる支援の充実が求められる。

具体的には、賃上げに伴う社会保険料の事業主負担部分の軽減措置の検討に加え、人件費及び原材料費等の上昇を取引価格に適正に反映させるため、本年1月に施行された中小受託取引適正化法(旧下請法)の実効的な運用と執行・監視体制の強化を図ることが重要である。

6 最低賃金引上げのスピードが緩慢であること

政府は、2024年11月22日に「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を閣議決定し、「2020年代に全国平均1,500円と

いう高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続する」とした。

2025年の最低賃金改定は、全国加重平均額6.3%(66円)に上昇し、1,121円となったが、政府が目標として掲げる「2020年代に平均1,500円」を実現するためには年7.3%の引き上げを継続する必要がある。

2025年の引き上げ率(6.3%)では、目標を達成できないということを深刻にとらえるべきである。

7 最低賃金の発効の遅延

令和7年度の改定では、中央最低賃金審議会の目安答申の時期が例年の7月下旬から8月にずれ込んだことに加え、地方最低賃金審議会において発効日を11月以降、なかには翌年1月や3月まで先送りする例が相次ぎ、10月発効は20都道府県にとどまった。発効が遅れば遅れるほど、物価高騰に苦しむ労働者の生活改善は先送りされる。よって、目安答申から地方審議に至る審議日程の早期化を図るとともに、改定後の最低賃金は従来どおり10月のできる限り早い時期に発効させるべきである。

8 まとめ

以上を踏まえて、当会は、すべての労働者の健康で文化的な生活を確保するため、静岡地方最低賃金審議会に対し、時間額1,500円を達成すべくまずは最低賃金の大幅な引き上げを内容とする答申を静岡労働局長に行うことを強く求める。

2026年(令和8年)6月19日

静岡県弁護士会

会 長 山 本 正 幸

